

JCB 加盟店特約

第1条（目的）

JCB 加盟店特約（以下「本特約」といいます）は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といいます）が運営するカード取引システム（以下「カード取引システム」といいます）に関する当行が認めた決済システム（取扱端末、ソフトウェアを含みます。）の利用に係る加盟店の販売等についてのみ適用されます。本特約に定めのない事項については、琉球銀行加盟店規約（以下「本規約」といいます）の定めによるものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本特約及び本規約において使用される用語の定義は、以下のとおりとするほか、本規約の定めに従うこととします。
 - (1) 「JCB 加盟店規約等」：JCB が定める「JCB 加盟店規約」（名称又は内容の変更があった場合、当該変更後の規約を指します。）及び「店子加盟店特約（店頭通販共通）」（名称又は内容の変更があった場合、当該変更後の特約を指します。）の総称
 - (2) 「加盟店」：JCB 加盟店規約等に基づき、カード取引システムを利用して商品等の販売又は提供を行う者で、JCB が加盟店として認めた者
 - (3) 「加盟店契約」：JCB と加盟店との間で成立する、JCB 加盟店規約等をその内容とする契約

第3条（代理権の授与）

新たに加盟店となることを希望する者（以下「新規加盟希望者」といいます）は、当行に対し、次の各号の事項に関する代理権を授与するものとします。

- (1) 加盟店と JCB との間の加盟店契約を締結する行為及びこれに付随する一切の行為
- (2) 加盟店手数料の料率の決定
- (3) 加盟店と JCB との間の届出、通知その他一切の連絡事項の取次
- (4) JCB の加盟店に対する解除の意思表示及び自動更新の拒絶の意思表示その他の契約の終了に関する意思表示の受領（加盟店に対する改善指導の連絡の受領も含む）
- (5) 加盟店契約に基づく JCB の加盟店に対する相殺の意思表示の受領
- (6) 売上代金相当額の収納
- (7) その他当行と加盟店が合意し、JCB が承認した事項

第4条（JCB 加盟店契約の締結）

1. 新規加盟希望者は、当行に対して加盟を申し込むほか、本条の定めに従い、当行は、新規加盟希望者からの授権により、新規加盟希望者に代わり JCB に対して加盟を申し込

むものとしします。

2. 新規加盟希望者は、本特約及び JCB 規約等の内容に同意の上、当行に対し、JCB 規約等が掲げる事項を当行所定の方法により届け出るとともに、当行に対し、JCB との加盟店契約の締結に係る一切の権限を授与するものとしします。
3. 当行は、前項により新規加盟希望者から提供された情報を JCB に提供することにより、新規加盟希望者に代わり JCB の利用に係る申込みを JCB に対して行います。
4. 当行は、JCB による新規加盟希望者の加盟可否に係る審査の結果を、当行所定の方法にて遅滞なく新規加盟希望者に通知します。なお、JCB が当行に対して、加盟を承認する旨の通知を発信した時点で、新規加盟希望者と JCB との間における加盟店契約が成立します。
5. 当行は、前項に基づく JCB からの審査結果に係る問合せには一切回答することを要しません。

第 5 条（加盟店手数料率の決定）

1. 当行は、本特約第 3 条に定める加盟店から授与された代理権に基づき、JCB との間で加盟店に関する加盟店手数料の料率を決定するものとしします。
2. 加盟店は、本規定に定める加盟店が当行に対して支払うべき加盟店手数料と、前項により決定した加盟店が JCB に対して支払うべき当該加盟店手数料を合算して、当行がこれらを内訳明示せず総額で加盟店に対して請求することにつき、あらかじめ了承するものとする。

第 6 条（禁止商材及び禁止サービス）

新規加盟希望者及び加盟店は、決済システムを利用するにあたり、利用禁止商材及び禁止サービスとして JCB 加盟店規約等が定めるもののほか、次の各号が定める取引を行わないことに同意します。但し、当行および JCB が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。

- (1) 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・金地金・有価証券等での利用
- (2) サービス・役務の提供でその代金を前払いする方式での利用
- (3) その他、本規約に抵触する利用

第 7 条（売上代金相当額の収納代行）

1. 当行は、JCB が加盟店契約に基づき加盟店に支払うべき売上代金相当額を、本特約第 3 条に定める加盟店から授与された代理権に基づき、加盟店に代わり受領します。
2. 当行が前項に定める支払を別途 JCB と定める方法で受領することにより、代金債権に基づく売上代金相当額につき、加盟店の JCB に対する支払請求権が消滅するものとします。

3. 第1項に基づき加盟店への支払として代理受領した金額につき、当行は当行の責任と費用で加盟店に分配します。
4. 毎日締めの場合、当行から加盟店に対する支払日については JCB から売上債権データを受領した翌々営業日とします。
5. 2本締めの場合、当行から加盟店に対する支払日については 15 日締めは末日払いとし、月末締めは翌月 15 日払いとする。ただし 15 日締めは当月 18 日、月末締めは翌月 3 日までに JCB からの売上債権データが受領できなかった場合、対象の売上債権のみ締切日が次回締切日となるため、支払日についても次回締切日に設定された支払日になります。
6. 売上債権の締切日および当行から加盟店に対する売上債権の支払日は、JCB 加盟店規約第 15 条に記載される締切日、支払日によらないものとします。

第 8 条（加盟店手数料等の支払代行）

1. 当行は、加盟店が加盟店契約に基づき JCB に支払うべきカード取引システムの利用に係る対価その他の金員（以下「加盟店手数料等」という）を、本特約第 3 条に定める JCB から授与された代理権に基づき JCB に代わり受領します。
2. 加盟店は、当行に対し、加盟店手数料等相当額を支払うものとし、かつ、当行は、当該加盟店手数料等相当額を受領し、JCB に対して引き渡すものとします。
3. 加盟店は、本条の定めにもかかわらず JCB に対し直接加盟料等の支払を行った場合であっても、当行に対しその弁済を対抗することができず、第 2 項に定めるとおり、当行に対し加盟店手数料等相当額を支払う義務を負うものとします。